



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン ュ ウ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 野 淳 二
(コード：5697、東証第二部)
本 社 所 在 地 大 阪 府 枚 方 市 春 日 北 町 3 丁 目 1 番 1 号
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 総 務 企 画 部 長 木 村 雅 祥
(TEL: 072-858-1251)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第 70 期定時株主総会（6 月 29 日開催予定）に下記のとおり定款一部変更について付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより職務責任を明確化するとともに、業務執行の機能性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、取締役の員数の上限を変更するとともに執行役員制度を導入することといたしました。

これに伴い、取締役の員数を 10 名以内から 7 名以内に減ずるものであります(現行定款第 19 条)。

また、執行役員制度の導入に伴いまして、現行定款第 22 条（代表取締役および役付取締役）第 2 項に定める役付取締役を、会長、社長及び相談役のみとし、副社長、専務及び常務を、執行役員の地位とするため、取締役におけるこれらの地位の削除等、所要の変更を行うものであります。

さらに、変更案第 23 条（執行役員および役付執行役員）及び第 24 条（執行役員規程）において、執行役員に関する規定を新設し、これに伴う以降の条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日（水）

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日（水）

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 23 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会<u>ならびに執行役員</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役相談役を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(執行役員および役付執行役員)</u></p> <p>第 23 条 <u>当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員各若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(執行役員規程)</u></p> <p>第 24 条 <u>執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p> <p>第 25 条～第 46 条 (現行どおり)</p>